

福島県指令文ス第863号

相馬郡飯館村佐須字滑87番地1
特定非営利活動法人 ふくしま再生の会

平成31年3月2日付けで申請ありました認定特定非営利活動法人の認定有効期間の更新については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第51条第5項で準用する第45条で定める基準に適合するため、更新することとしたので、法第49条第1項の規定により通知します。

有効期間は、法第51条第1項に基づき、令和元年6月18日から令和6年6月17日です。

令和元年8月13日

福島県知事 内堀 雅雄

